

神戸理化学工業株式会社 焼却炉 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第十二条の六

一	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	受け入れる産業廃棄物は社内で発生する洗浄排水のみであり、焼却処理前の分別・確認により当該施設の処理能力に見合った適正なものであることを確認します。
二	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないようにすること。	施設への廃棄物投入は、当該施設に設置の流量計により実施し、焼却設備の処理能力を超えないようにします。
三	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、速やかに施設の運転を停止し、非常編成組織を編成し、速やかに流出した産業廃棄物の回収その他生活環境の保全上必要な措置を講じます。
四	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、定期点検及び日常点検を実施すると共に、年2回の煤煙測定を実施します。
五	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	受け入れる産業廃棄物は社内で発生する洗浄排水のみであり、廃液はタンク及びコンテナに貯留しておくことで飛散、流出及び悪臭の発散を防止します。
六	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	洗浄排水はピットに集約し、およそ 2m <sup>3</sup> 毎にタンク及びコンテナに移送し密閉することで害虫の発生を防止します。ピットは年2回清掃し清潔に努めます。
七	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう、点検、補修により機器の状態を適正に維持するよう努めます。
八	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	正常な運転状態の焼却施設から排水の発生はありません。
九	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。

焼却施設の維持管理の技術上の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五第一項第二号

ロ	<p>焼却室へのごみの投入は外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。</p>	<p>廃液はポンプにより移送されスプレーで定量ずつ連続的に焼却室へ噴霧し投入します。</p>
ハ	<p>焼却室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。</p>	<p>焼却室燃焼ガスの温度を摂氏八百度より下がらないように制御します。</p>
ニ	<p>焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。</p>	<p>受け入れる産業廃棄物は洗浄排水のみであり、廃液をスプレーで霧状に熱分解炉内に投入するため焼却灰の熱しやく減量は十パーセント以下とします。</p>
ホ	<p>運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p>	<p>運転開始時には助燃バーナー装置により炉温を速やかに上昇させます。</p>
ヘ	<p>運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を恒温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。</p>	<p>焼却炉運転中は助燃バーナー装置も連続運転しており、停止時には廃液の投入から順次停止させることにより、炉内を恒温に保ち燃焼し尽くします。</p>
ト	<p>焼却室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>温度計を設置し、焼却室中の燃焼ガス温度を連続的に測定し、かつ、記録します。</p>
チ	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却できる場合は、この限りではない。</p>	<p>燃焼ガスは水冷式熱交換器に通気し、速やかにおおむね摂氏二百度以下まで冷却します。</p>
リ	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書きの場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>温度計を設置し、集じん器入口の燃焼ガス温度を連続的に測定し、かつ、記録します。</p>
ヌ	<p>冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>水冷式熱交換器にたい積したばいじんは、定期的に除去し焼却灰として処分委託します。</p>
ル	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>燃焼空気量及び二次空気量を調節して、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下(酸素濃度12%換算値の4時間平均値)となるように燃焼制御を行います。</p>
ヲ	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>一酸化炭素濃度計を設置し、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。</p>

ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、ダイオキシン類特別措置法施行規則附則別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	ダイオキシン類の排出濃度は 10ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下とします。
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回、ばい煙又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る）を六月に一回測定し、かつ、記録します。
ヨ	排ガスによる生活環境上の支障が生じないようにすること。	以下の装置からなる排ガス処理装置により、排出されるガス中の有害成分濃度を以下の通りとします。 ・水冷式熱交換器＋マルチサイクロン式集じん器 ばいじん：150mg/m <sup>3</sup> N（乾ガスO <sub>2</sub> 12%換算）以下 塩化水素：700mg/m <sup>3</sup> N（乾ガスO <sub>2</sub> 12%換算）以下 硫黄酸化物：700ppm 以下 窒素酸化物：250ppm 以下 ダイオキシン類：10ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し貯留すること。	集じん器で捕集したばいじんは定期的に分離して排出し貯留します。
フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消防法による消火設備を設けます。 万が一、火災が発生した場合は、運転員が状況を確認し、施設の緊急停止を行います。